

南風原町地域生活支援拠点等事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、障がい者及び障がい児（以下「障がい者等」という。）が障害の重度化、高齢化、介護者不在等の状況になっても、住み慣れた地域で安心して暮らし続けるため、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第87条第1項に規定する障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成29年厚生労働省告示第116号）に基づき、障がい者等の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築することを目的とした南風原町地域生活支援拠点等事業（以下「事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、南風原町とする。

- 2 町長は、事業の全部又は一部を、適切な事業運営ができると認められる社会福祉法人等に委託して実施することができる。

(対象者)

第3条 この事業の対象となる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 本町に住所を有する障がい者等
- (2) 本町が援護の実施者となる障がい者等
- (3) 前号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者

(事業の内容)

第4条 事業は、地域生活支援拠点等の整備促進について（平成29年7月7日障障発第0707第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）を基本として実施するものとする。

- 2 事業には、次に掲げる機能を設けるものとする。

- (1) 相談 緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握し、登録した上で、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネート又は相談その他必要な支援を行う機能
- (2) 緊急時の受入れ・対応 短期入所を活用した常時の緊急受入体制等を確保した上で、介護者の急病や障がい者等の状態変化等の緊急時の受入れ、医療機関への連

絡等の必要な対応を行う機能

(3) 体験の機会・場 地域移行支援、親元からの自立等に当たって、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用又は一人暮らしの体験の機会及び場を提供する機能

(4) 専門的人材の確保・養成 医療的ケアが必要な者、行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障がい者に対し、専門的な対応を行うことができる体制の確保又は専門的な対応ができる人材の養成を行う機能

(5) 地域の体制づくり 地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能

(利用の申請等)

第5条 第3条の対象者に該当し、事業の利用を希望する者（以下「申請者」という。）は、南風原町地域生活支援拠点等事業利用登録申請書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない事由によりあらかじめ申請することができないときは、その旨を町長に申出し、事後速やかに申請書を提出するものとする。

2 町長は、前項の規定による申請があったときは、速やかに内容を審査し、利用の可否を決定したときは、南風原町地域生活支援拠点等事業利用登録（不登録）決定通知書（様式第2号）によりその旨を申請者に通知するものとする。

(事業者登録の申請等)

第6条 事業を実施しようとする事業者（以下「事業者」という。）は、南風原町地域生活支援拠点等事業者登録申請書（様式第3号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

(1) 地域生活支援拠点等の機能を担う旨を規定した運営規程

(2) 同条第2項に規定する事業者の指定を受けている旨を証する書面

2 事業者は、次の各号のいずれかに該当しなければならない。

(1) 法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設

(2) 法第51条の14第1項に規定する指定一般相談支援事業者

(3) 法第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者

(4) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項に規定する指定障害児通所支援事業者

(5) 児童福祉法第24条の26第1項第1号に規定する指定障害児相談支援事業者

3 町長は、第1項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、登録の可否を決定したときは、南風原町地域生活支援拠点等事業者登録（不登録）決定通知書（様式第4号）によりその旨を通知するものとする。

4 町長は、前項の規定により登録を行った事業者（以下「登録事業者」という。）を南風原町地域生活支援拠点等事業者登録名簿（様式第5号）に記載するものとする。

5 登録事業者は、事業に要する報酬の算定をするときは、その趣旨及び担う役割を十分に理解し、適切な運用を図るよう留意するものとする。

（変更の届出）

第7条 登録事業者は、前条の規定により提出した書類について変更があるときは、南風原町地域生活支援拠点等事業者登録変更届出書（様式第6号）に当該変更した内容が分かる書類を添えて町長に提出しなければならない。

（廃止等の届出）

第8条 登録事業者は、事業を廃止若しくは休止又は再開するときは、南風原町地域生活支援拠点等登録事業者廃止・休止・再開届出書（様式第7号）を町長に提出しなければならない。

（記録等）

第9条 登録事業者は、実施した事業の内容について記録を作成しなければならない。

2 登録事業者は、前項の規定により作成した記録を、作成した年度の翌年度から起算して5年間保存し、実施主体から当該記録の提出の求めがあった場合は、速やかに提出しなければならない。

（遵守事項）

第10条 この事業に従事する者は、正当な理由なく職務上知り得た秘密及び個人情報を漏らしてはならない。また、その職務を退いた後も同様とする。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。